JR東海労幹関西地「申」第34号 2021年5月24日

東海旅客鉄道株式会社新幹線鉄道事業本部関西支社支 社長 畑田 整吾 殿

J R 東海労働組合新幹線関西地方本部 執 行 委 員 長 小 林 國 博

「新幹線乗務員の54才原則出向」に関する申し入れ

4月21日に開催された業務委員会において、新幹線乗務員の「54才原則出向」について提示があった。しかし組合側からの質問に対して、出向対象人数以外のことには具体的な回答は一切なく不誠実な対応であった。このことは出向対象者の生活設計の変更や将来への不安を招くものである。さらには社員としてのモチベーションを低下させ、安全を阻害するものである。

よって、下記の通り申し入れるので早急に団体交渉の場を設定すること。

記

- 1. 会社は新幹線乗務員の「54才原則出向」について、業務委員会で「新幹線乗務員については、運転本数の拡大で原則出向は抑制してきたが、(コロナの影響で)運転本数の減と、中長期的な要員需給を考えて原則出向を行う」と出向の理由を述べた。 今後、コロナの終息後に運転本数が回復した場合、出向者の一部を「帰任」することも考えているのか明らかにすること。
- 2. 会社は出向対象者を54才から59才までとしているが、60才以降の専任社員を 出向対象外にした理由を明らかにすること。
- 3.60才以降の専任社員に於いても出向希望者が居れば優先すること。
- 4. 出向は本人の意思を尊重し、出向先についても本人の同意に添った形で行うこと。
- 5. 6月1日付けで名古屋運輸所に8名の転勤者がいる。行路移管等の処置を行い各運輸所に於いて出向者が均等になるようにすること。
- 6. 54才から59才までの出向により年代の空白が生まれる。技術継承についてどのような施策を考えているのか明らかにすること。
- 7. 会社は出向先について「関連会社か、それ以外か」という組合側の問いに「調整中」と回答した。出向先会社それぞれへの出向人数は未確定であっても、出向先会社名を

- 一切明らかにしないのは出向対象者の不安を招くものである。早急に明らかにすること。
- 8. 出向は、出向規程第2条にある通り関連会社とすること。
- 9. 出向対象者は職務手当を含めた現在の給与で生活している。出向により給与や手当等に減額が生じないよう補償すること。
- 10. 駅異動経験者については出向の対象になるのか明らかにすること。
- 11. 団体交渉は早急に開催すること。期日は6月4日までとすること。

以上